

## 県独自の「新型コロナウイルス感染症対策会議」の設置について

### 1 現状

○政府対策本部設置を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）に基づき、「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「県対策本部」）」が設置されたところ。（令和2年3月26日～）

○今般、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から感染症法の5類感染症に位置づけられることに伴い政府対策本部が廃止され、これを受けて特措法の規定に基づき、県対策本部も廃止することとなる。

### 2 県対策本部の廃止後の対応案

○県独自の取組として対策本部を継続し、必要に応じて対策会議を開催。

- ・ 会議名称：新型コロナウイルス感染症対策会議
- ・ 設置目的：病原性が大きく異なる変異株が出現した場合等に備え、関係部局の緊密な連携を確保し、必要に応じて県庁一体となった対応を行うため。

## 三重県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱（案）

### （設置）

第1条 新型コロナウイルス感染症に対し、関係部局の緊密な連携を確保し、必要に応じて県庁一体となった対応を行うため、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 対策本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策にかかる総合企画、調整（実態把握、感染対策、広報啓発等）に関すること。
- (2) 関係情報の収集、分析、提供に関すること。
- (3) 国、関係機関、関係府県との総合調整に関すること。
- (4) その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

### （組織）

第3条 対策本部は、本部長、副本部長、統括本部員、主任本部員及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者を充てる。

- 2 本部長は、対策本部に関する業務を統括し、対策本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時又は本部長が不在の時はその職務を代理する。
- 4 統括本部員は、本部員を統括する。

### （地方対策部）

第4条 地域での情報収集、対策を実施するために本部長が必要と認める場合には、地方対策部を設置する。

- 2 地方対策部に部長（以下「地方対策部長」という。）、副部長のほか部員若干名を置き、地方対策部長は危機管理地域統括監をもって充て、副部長及び部員は地域機関職員の中から地方対策部長が指名する。
- 3 地方対策部長は関係事務所長で構成する地方対策部員会議を設置し、地域での対策にかかる総合調整を行うものとする。

### （対策会議）

第5条 対策本部は、情報共有、対応方針の決定等を行うため、新型コロナウイルス感染症対策会議（以下「対策会議」という。）を開催する。

- 2 対策会議は、本部長が召集する。
- 3 対策会議は、本部長が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催する。
- 4 本部長は、本部員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 5 本部員は、本部長に対して対策会議の開催を求めることができる。

(幹部会)

第6条 対策本部に幹部会を置く。

- 2 幹部会は、対策本部からの指示事項の処理及び連絡調整等を行う。
- 3 幹部会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者を充てる。
- 4 幹部会は、幹事長が必要に応じて招集し、これを主宰する。
- 5 幹事長は、幹事のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 対策本部の事務局は、医療保健部に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

別表 1

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
副本部長兼 統括本部員	危機管理統括監
主任本部員	医療保健部理事
本部員	総務部長
	デジタル推進局長
	政策企画部長
	地域連携・交通部長
	スポーツ推進局長
	南部地域振興局長
	防災対策部長
	医療保健部長
	子ども・福祉部長
	環境生活部長
	環境共生局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	観光部長
	県土整備部長
	県土整備部理事
	出納局長
	企業庁長
	病院事業庁長
	教育長
警察本部長	

別表 2

区 分	所 属	職 名
幹事長	医療保健部	副部長
副幹事長	医療保健部	感染症対策課長
幹事	総務部	コンプライアンス・労使協働推進監
	政策企画部	政策企画総務課長
	地域連携・ 交通部	人権・危機管理監
	防災対策部	防災対策総務課長
	医療保健部	人権・危機管理監
	子ども・福 祉部	人権・危機管理監
	環境生活部	環境生活総務課長
	農林水産部	人権・危機管理監
	雇用経済部	人権・危機管理監
	観光部	観光総務課長
	県土整備部	人権・危機管理監
	出納局	会計支援課長
	企業庁	経営改革・危機管理 監
	病院事業庁	県立病院課長
	教育委員会 事務局	学校防災推進監
	警察本部	警備部警備第二課 危機管理室長